

資 循 第 52 号
令和5年4月12日

一般社団法人新潟県産業資源循環協会
会長 青木 俊和 様

新潟県環境局
資源循環推進課長

**デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の
適用に係る解釈の明確化等について**

日ごろ、新潟県の資源循環行政に特段のご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

標記について、環境省から別添のとおり通知がありましたので、貴協会員に周知願います。なお、下記について留意願います。

記

第1 排出事業者の処理状況の確認について

排出事業者の処理状況の確認については、新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例第8条及び同条例施行規則第3条の規定に基づき、自ら実地において調査する方法又は電話その他の通信手段を用いて調査する方法により行うこととされています。本通知におけるデジタル技術はその他の通信手段に該当することから、従前から条例に規定する要件を満たしており、本通知による取扱いの変更はありません。

担当：産業廃棄物係 佐藤
電話：025-280-5161